

令和 年 月 日

保護者 様

京都府立須知高等学校  
校長 平田 茂

## 出席停止について

届出がありました感染症の学校感染を防ぐため、学校保健安全法第19条により出席停止といたします。学校医又は主治医の治療を受け、治癒するまで登校しないようお願いいたします。※出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。

<医師から登校許可を受け、最初に登校する日に提出するもの>

- ①「治癒証明書（保護者記入）」
- ②「薬の説明書（医療機関名・日付が入ったもの）」（※診断書をもらう必要はありません）

2つを必ず持参して、保健室で手続きを済ませたのち、教室に入ってください。原則、「治癒証明書」なしの登校は認められません。保健室で確認して、「出停取扱届」の用紙を生徒に渡します。生徒は、「出停取扱届」に必要事項を記入し、保健部印をもらった後、担任の印、次に各教科担当の印をもらって、最後に教務部に提出します。これは、登校後、3日以内に行ってください。

—————切り取り線—————

### 治癒証明書（登校許可書） ※保護者記入

令和 年 月 日

京都府立須知高等学校長 様

年 組 番 氏名 保護者名 印

1 病名： \_\_\_\_\_

2 発病： 令和 年 月 日 解熱： 令和 年 月 日

3 出席停止期間： 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで  
(医師の指示)

4 学校を休んだ期間： 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受診した医療機関名  
電話番号

—————ここまで記入してください—————

保健部 年 月 日 印

## 〈 学校保健安全法 〉

第 19 条：校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

要約：学校感染症の「種類」と「出席停止の期間」

第一種（12 種類）：治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ

第二種（9 種類）：次の通り。ただし、医師が認める時はこの限りでない

- (イ) インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等を除く）にあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで（発症日・解熱日を 0 日とし、翌日から 1 日目と数える。発症後 6 日目、解熱後 3 日目から登校可能となる）。
- (ロ) 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- (ハ) 麻疹にあつては、解熱した後 3 日を経過するまで。
- (ニ) 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- (ホ) 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
- (ヘ) 水痘にあつては、すべての発しんが、痂皮化するまで。
- (ト) 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
- (チ) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎は、症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。

第三種：症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他（ウイルス性肝炎、りんご病、ノロウイルス、マイコプラズマ感染症など）

### インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例 5	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。